

被災者支援に関する各種制度の概要

1 被災者生活再建支援制度

【制度内容】

災害により住居する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給します。

【対象者】

- ・半壊で解体する方
- ・大規模半壊
- ・全壊

【担当窓口】

危機対策室 011-381-1407

2 災害援護支援金

【制度内容】

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

【対象者】

- ・世帯主に1か月以上の負傷がある場合
- ・家財の3分の1以上の損害
- ・住居の半壊又は大規模半壊
- ・住居の全壊
- ・住居の全体の滅失又は流失

※貸付利率は年3%で3年間の据置期間中は無利子となります。返済期間10年（据置期間を含む。）

【担当窓口】

危機対策室 011-381-1407

3 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））

【制度内容】

生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費））」についての貸し付けがあります。

【対象者】

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

※災害援護資金については、上記2の制度の対象となる世帯は除外

【担当窓口】

社会福祉協議会 011-381-1234

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金

【制度内容】

母子父子寡婦福祉資金貸付金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。

【対象者】

制度をご利用の方で、災害により被災し、償還金の支払猶予などの特別措置を求める方

【担当窓口】

子育て支援課 011-381-1236

5 市民税の減免

【制度内容】

災害で生活が著しく困窮するなどの事情により、納期限の延長等によっても市民税の納付が困難となられた場合には、申請をすることにより、市民税が減免される場合があります。

【対象者】

災害により、納期限の延長等によっても市民税の納付が困難と認められた方のうち、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、住宅の損害額が 3 割以上の方（保険金、損害賠償金等で補填された金額は除きます。）

【担当窓口】

市民税課 011-381-1012

6 固定資産税(家屋)の減免

【制度内容】

災害により著しく価値を減じた家屋については、申請により固定資産税が減免される場合があります。

【対象者】

災害による被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊の家屋を所有されている方

【担当窓口】

資産税課 011-381-1404

7 後期高齢者医療保険料の減免

【制度内容】

災害等で、生活が著しく困窮するなどの事情により、後期高齢者医療保険料の納付が困難となられた場合には、申請することにより、保険料が減免されることがあります。

【対象者】

災害等で住宅、家財等に著しい損害を受け、保険金、損害賠償等をあてても補填することができないなどにより、保険料を納付することが困難であると認められた方のうち、前年の世帯合計所得が1,000万円以下で、住家の損害の程度が2割以上の方

【担当窓口】

医療助成課 011-381-1403

8 介護保険料の減免措置

【制度内容】

災害により住宅、家財等に著しい損害を受け、介護保険料の納付が困難となられた場合には、申請することにより、保険料が減免されることがあります。

【対象者】

災害により第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が住宅、家財等について著しい損害を受けたことで、介護保険料の納付が困難と認められた方のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下で、住宅、家財等の損害額が3割以上の方（保険金、損害賠償等により補填された金額は除きます。）

【担当窓口】

医療助成課 011-381-1403

9 国民健康保険税の減免

【制度内容】

災害等で生活が著しく困窮するなどの事情により、国民健康保険税の納付が困難となられた場合には、申請をすることにより、保険税が減免される場合があります。

【対象者】

災害等で生活が著しく困窮した方などで、保険税の支払いが困難と認められた方のうち、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、家屋の損害額が 3 割以上の方（保険金、損害賠償等により補填された金額は除きます。）

【担当窓口】

国保年金課 011-381-1028

10 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免

【制度内容】

災害等により収入が減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。

【対象者】

災害その他特別の事情により生計が著しく悪化している方

【担当窓口】

障がい福祉課 011-381-1031

11 住宅の応急修理

【制度概要】

災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力がない世帯にたいして、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。

【対象者】

半壊以上の罹災証明書を受領している方

【担当窓口】

総務部危機対策室 011-381-1407

12 市営住宅への一時入居

【制度概要】

災害により居住する住宅の確保が困難となった方は、市営住宅に応急対応として短期間入居することができる場合があります。

【対象者】

災害により居住する住宅の確保が困難となった方

【担当窓口】

建築住宅課 011-381-1041

13 災害等廃棄物処理

【制度概要】

災害により住宅が損壊し、処理が必要な場合に減免等がされる場合があります。

【対象者】

災害により住宅の罹災証明を受けた方

※全壊判定を受け、住宅の解体を希望される方は、平成30年11月30日までに申請してください。

【担当窓口】

廃棄物対策課 011-383-4211

※上記支援概要は、江別市及び関連機関が窓口となっている制度のみ掲載しております。

※国等の支援概要についてご確認したい方は、下記担当までご連絡ください。

江別市総務部危機対策室

011-381-1407